

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

教委第04-1-191号

平成18年1月30日

内閣総理大臣 殿

三重県知事 野呂 昭彦

平成17年11月22日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

計画書本体 8 特定事業の名称

別紙1 1 特定事業の名称
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
4 特定事業の内容
5 当該規制の特例措置の内容

別紙2 1 特定事業の名称
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
4 特定事業の内容
5 当該規制の特例措置の内容

2. 変更事項の内容

別表「新旧対照表」のとおり

別表（新旧対照表）

新	旧
<p>計画書本体</p> <p>8 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 1 <u>(1 1 4 3)</u> : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>1 1 3 2 <u>(1 1 4 4)</u> : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>	<p>計画書本体</p> <p>8 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 1 : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>1 1 3 2 : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>
<p><u>別紙 1</u></p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 1 <u>(1 1 4 3)</u> : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>	<p><u>別紙</u></p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 1 : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>三重県立宇治山田商業高等学校（三重県伊勢市黒瀬町札ノ木1 1 9 3） 学校法人津田学園 津田情報ビジネス専門学校（三重県桑名市野田5 - 3 - 1 2） 学校法人協栄学園 勢京ビジネス専門学校（三重県伊勢市一之木4 - 1 5 - 1 4） <u>三重県立津高等技術学校（三重県津市高茶屋小森町1 1 7 6 - 2）</u></p>	<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>三重県立宇治山田商業高等学校（三重県伊勢市黒瀬町札ノ木1 1 9 3） 学校法人津田学園 津田情報ビジネス専門学校（三重県桑名市野田5 - 3 - 1 2） 学校法人協栄学園 勢京ビジネス専門学校（三重県伊勢市一之木4 - 1 5 - 1 4）</p>
<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p><u>① 宇治山田商業高等学校における認定講座 別添1のとおり</u></p> <p><u>② 津田情報ビジネス専門学校における認定講座 別添2のとおり</u></p> <p><u>③ 勢京ビジネス専門学校における認定講座 別添3のとおり</u></p> <p><u>④ 津高等技術学校における認定講座 別添4のとおり</u></p> <p><u>⑤ 上記認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p>① 該当各講座において次の要件を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p>	<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>別添参照</u></p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p>① 該当各講座において<u>3分の2以上（津田情報ビジネス専門学校については4分の3以上）出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p> <p>(省略)</p>

別表（新旧対照表）

新	旧										
<table border="1" data-bbox="259 233 1003 435"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治山田商業高等学校</td> <td>3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td>津田情報ビジネス専門学校</td> <td>4分の3以上の出席</td> </tr> <tr> <td>勢京ビジネス専門学校</td> <td>3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td>津高等技術学校</td> <td>5分の4以上の出席</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	学校名	要件	宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席	津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席	勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席	津高等技術学校	5分の4以上の出席	
学校名	要件										
宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席										
津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席										
勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席										
津高等技術学校	5分の4以上の出席										
<p>5 当該規制の特例措置の内容 (省略)</p> <p>なお、現時点において、当該事業の実施が可能であるのは<u>4校</u>だけであるが、カリキュラム等の要件が整った教育機関等についても、追加して認定を得る予定である。</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容 (省略)</p> <p>なお、現時点において、当該事業の実施が可能であるのは<u>県立高等学校1校、専門学校2校</u>だけであるが、カリキュラム等の要件が整った教育機関等についても、追加して認定を得る予定である。</p>										
<p>別紙2</p> <p>1 特定事業の名称 1 1 3 2 <u>(1 1 4 4)</u> : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1 1 3 2 : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>										
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 三重県立宇治山田商業高等学校（三重県伊勢市黒瀬町札ノ木1193） 学校法人津田学園 津田情報ビジネス専門学校（三重県桑名市野田5-3-12） 学校法人協栄学園 勢京ビジネス専門学校（三重県伊勢市一之木4-15-14） <u>三重県立津高等技術学校（三重県津市高茶屋小森町1176-2）</u></p>	<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 三重県立宇治山田商業高等学校（三重県伊勢市黒瀬町札ノ木1193） 学校法人津田学園 津田情報ビジネス専門学校（三重県桑名市野田5-3-12） 学校法人協栄学園 勢京ビジネス専門学校（三重県伊勢市一之木4-15-14）</p>										
<p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 ① <u>宇治山田商業高等学校における認定講座</u> 別添5のとおり ② <u>津田情報ビジネス専門学校における認定講座</u> 別添6のとおり ③ <u>勢京ビジネス専門学校における認定講座</u> 別添7のとおり ④ <u>津高等技術学校における認定講座</u> 別添8のとおり</p>	<p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>別添参照</u></p>										

別表（新旧対照表）

新	旧										
<p>⑤ <u>上記認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p>① 該当各講座において次の要件を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <table border="1" data-bbox="259 427 1003 632"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治山田商業高等学校</td> <td>3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td>津田情報ビジネス専門学校</td> <td>4分の3以上の出席</td> </tr> <tr> <td>勢京ビジネス専門学校</td> <td>3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td>津高等技術学校</td> <td>5分の4以上の出席</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	学校名	要件	宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席	津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席	勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席	津高等技術学校	5分の4以上の出席	<p>(2) 修了認定の基準</p> <p>① 該当各講座において<u>3分の2以上</u>（津田情報ビジネス専門学校については4分の3以上）出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>(省略)</p>
学校名	要件										
宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席										
津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席										
勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席										
津高等技術学校	5分の4以上の出席										
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(省略)</p> <p>なお、現時点において、当該事業の実施が可能であるのは<u>4校</u>だけであるが、カリキュラム等の要件が整った教育機関等についても、追加して認定を得る予定である。</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(省略)</p> <p>なお、現時点において、当該事業の実施が可能であるのは<u>県立高等学校1校、専門学校2校</u>だけであるが、カリキュラム等の要件が整った教育機関等についても、追加して認定を得る予定である。</p>										